

基準諮問会議の活動

公益財団法人財務会計基準機構 企画・開示室長 **わたべ** **るい**
渡部 類

I. 基準諮問会議の設置の経緯

公益財団法人財務会計基準機構（以下「FASF」という。）は、平成13年7月に設立され（当時は、財団法人財務会計基準機構）、FASF内に、我が国の企業会計の基準を開発する企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）とテーマ協議会が設置された。

テーマ協議会の役割は、「テーマ協議会は、ASBJが審議するテーマ及びその優先順位についてASBJに提言する。（旧寄付行為第44条）」とされ、平成13年11月から平成18年11月までの間に計12回開催され、ASBJに対して5

回の提言がなされている（別紙1（17頁）参照）。

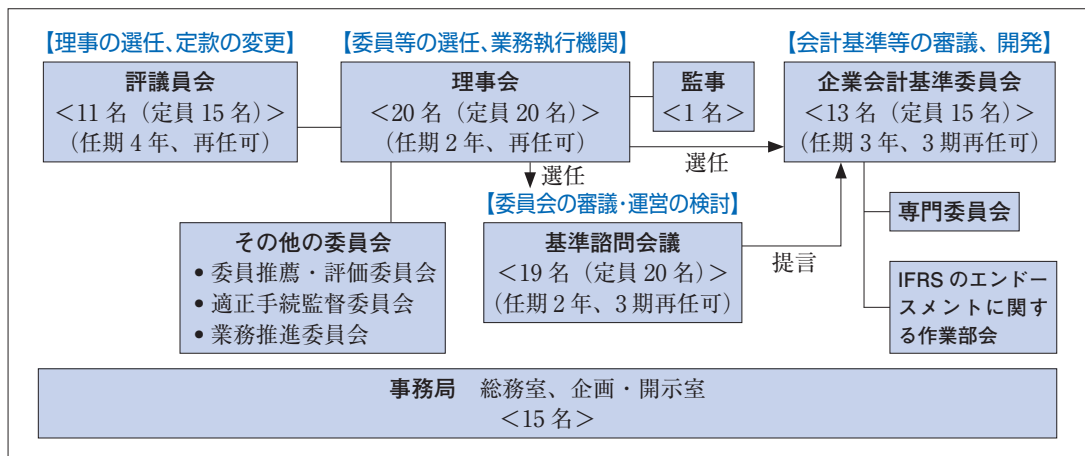
また、平成16年4月には、ASBJの審議に広範な関係者の意見が反映されるように、ASBJにアドバイザー制度が設けられた。アドバイザーの役割は、「アドバイザーは、ASBJの審議に有用な意見を表明するものとする。（旧寄付行為第40条の2）」とされ、平成16年4月から平成19年3月までの間に計11名が就任した。

その後、平成19年5月に、FASF及びASBJの設立から5年経過したことを契機に、FASF及びASBJの運営の見直しが行われ、テーマ協議会とアドバイザー制度が統合され、FASF内に基準諮問会議が設置された。

以下は、現在のFASFの組織図である。

<FASFの組織図>

（平成27年6月5日現在）



Ⅱ. 基準諮問会議の役割及び構成等

1. 基準諮問会議の役割

基準諮問会議の役割は、FASFの定款により、「基準諮問会議は、ASBJの審議テーマ、優先順位等、ASBJの審議・運営に関する事項について審議し、その審議状況等について理事会に報告する。(定款第63条第1項)」とされている。

具体的には、以下の役割を担っている。

- ASBJに対する新規テーマの提言
- ASBJの審議に関するアドバイス

2. 基準諮問会議の構成等

基準諮問会議の構成等は、FASFの定款により以下のとおり定められている。

委員及び議長の選任	• 理事会が選任する。(定款第64条第1項)
委員の定員	• 20名(定款第62条)
委員の任期	• 2年。3期を限度として再任が可能。(定款第64条第3項)
開催頻度	• 原則として、年3回開催する。(定款第65条第1項)
会議の公開	• 原則として、公開する。(定款第65条第7項)

基準諮問会議の委員は、会計基準の開発に相当の知見を有する財務諸表の作成者、利用者、監査人及び学識経験者から構成される。現在の委員は、別紙2(19頁)のとおりである。

Ⅲ. ASBJに対する新規テーマの提言

1. ASBJに対する新規テーマの提言の意義

ASBJは、我が国における企業会計の基準の開発を担うが、ASBJにおける審議テーマの決

定は、将来的な会計基準の設定又は改正につながるため、市場関係者に重要な影響をもたらす可能性がある。よって、審議テーマについては、広く市場関係者の意見を反映し、透明性をもった手続で決定される必要がある。

ASBJにおける新規テーマの選定は、最終的にはASBJの承認によって決定されるが、その透明性を高めるために、FASFは、定款において、基準諮問会議にASBJが取り上げるべき新規テーマの提言を行う役割を付与している。

また、ASBJの会計基準開発に関する適正手続(デュー・プロセス)は、FASFの理事会が定める「企業会計基準等の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「適正手続規則」という。)に定められるが、その中で、審議テーマの決定については、「ASBJは、定款第63条第2項の規定により、基準諮問会議から審議テーマ又は優先順位等についての提言を受けた場合、原則として、基準諮問会議の提言を尊重し、審議テーマを決定する。(適正手続規則第20条第1項)」と定められ、ASBJの新規テーマの選定は、基準諮問会議からの提言を尊重して行うことを中心としている。

2. ASBJに提言する新規テーマの選定プロセス

基準諮問会議では、ASBJに提言する新規テーマの選定のプロセスを、別紙3(20頁)のとおり定めている。以下、その内容を解説する。

基準諮問会議に対する新規テーマの提案は、団体、個人いずれも可能となっている。これまで、監査人及び財務諸表の作成者からの提案が多かったが、官庁からの提案も見られる。

基準諮問会議の事務局は、各基準諮問会議の1~2か月前に、基準諮問会議の委員及びASBJの実務対応専門委員会の専門委員に対して、新たなテーマの有無を確認し、受領した提案を、

「会計基準レベル」のものと「実務対応レベル」のものに区分する。

(1) 「会計基準レベル」のテーマの提案

基準諮問会議に提案された「会計基準レベル」のテーマを基準諮問会議の事務局で分析、検討を行うにあたり、そのサポートとなるよう基準諮問会議の委員の中からテーマ担当委員が数名（現在は4名）選任されている。各基準諮問会議の前に、基準諮問会議の事務局と当該テーマ委員との間で、提案された「会計基準レベル」のテーマについて、事前検討会が実施される。

各基準諮問会議では、審議に先立ち、テーマを提案した委員から内容に関する説明（基準諮問会議の委員からの提案の場合）が行われ、また、テーマ担当委員との事前検討会の結果を、基準諮問会議の事務局が報告を行う。

審議の結果、コンセンサスが得られた場合はASBJに提言し、コンセンサスが得られなかった場合には、「過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマ」として記録されるか、次回の基準諮問会議に繰越しを行う。

(2) 「実務対応レベル」のテーマの提案

基準諮問会議に提案された「実務対応レベル」のテーマについては、ASBJの実務対応専門委員会に新規テーマの評価の依頼を行うかどうか、各基準諮問会議において検討される。実務対応専門委員会は、実務の知見を有する財務諸表の作成者、利用者、監査人で構成され、テーマ評価にあたっては、基準諮問会議のテーマ担当委員もオブザーバーとして参加する。

テーマ評価のための実務対応専門委員会は、非公開で行われ、基準諮問会議での検討に資するように、論点の整理及び実行可能性等が検討され、実務対応専門委員会としてのテーマ評価の結論が形成され、基準諮問会議に報告され

る。

各基準諮問会議では、実務対応専門委員会の評価結果を参考として審議を行い、「会計基準レベル」のものと同様に、コンセンサスが得られた場合はASBJに提言し、コンセンサスが得られなかった場合には、「過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマ」として記録されるか、次回の基準諮問会議に繰越しを行う。

3. これまでの基準諮問会議におけるテーマ提言に関する審議の状況

「2. ASBJに提言する新規テーマの選定プロセス」の運用は、平成24年7月の基準諮問会議より開始されており、基準諮問会議は、これまで計28件の提案を受けている。なお、「2. ASBJに提言する新規テーマの選定プロセス」の運用開始前には、4件の提案を受けている。

それらの概略については、以下のとおりである。

	会計基準レベル	実務対応レベル
① 基準諮問会議が受領した提案の件数	12件 (財務諸表作成者 3件) (利用者 3件) (監査人 4件) (官庁 2件)	20件 (財務諸表作成者 3件) (監査人 14件) (官庁 3件)
② ①のうち、基準諮問会議からASBJに提言を行った件数	2件	11件
③ ②のうち、ASBJが新規テーマの決定を行ったもの	2件	11件

基準諮問会議の設置以来のテーマ提案の詳細

な内容（提案の内容、提案者、開催回、実務対応専門委員会の評価結果、基準諮問会議の審議結果、ASBJにおける審議）は、別紙4（21頁）に記載している。

IV. ASBJの審議に関するアドバイス

ASBJに対する新規テーマの提言と並んで基準諮問会議の重要な役割として、ASBJの審議に関するアドバイスがある。

ASBJにおける基準開発の結果は、市場関係者に重要な影響を与えるため、ASBJの審議については、透明性が確保され、広く市場関係者の意見が取り入れられる必要がある。ASBJでは、様々な適正手続（デュー・プロセス）を経て会計基準の公表を行うが、その適正手続の中でも、特に重要と考えられるのが、公開草案の公表と基準諮問会議の委員からのアドバイスであると考えられる。

基準諮問会議の委員は、会計基準の開発に相当の知見を有する財務諸表の作成者、利用者、監査人及び学識経験者から構成されており、基準諮問会議の委員のアドバイスは、ASBJの基準開発上、重要なアドバイスとなり、ASBJは、これらのアドバイスを十分に斟酌して基準開発を行うこととなる。

基準諮問会議には、ASBJの委員長等がオブザーバーとして出席し、日本基準の開発の状況、国際対応の状況等を説明し、基準諮問会議の委員のアドバイスを受ける。

最近の基準諮問会議において、ASBJから基準諮問会議の委員に特に意見を求めた項目は、以下のとおりである。

開催回	開催日	ASBJから基準諮問会議の委員の意見が求められた項目
第20回	平成26年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な意見発信に関する状況 IFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議状況
第21回	平成26年7月10日	<ul style="list-style-type: none"> 税効果会計の指針に関する見直し IFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議状況
第22回	平成26年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> 税効果会計の指針に関する見直し 修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の公開草案
第23回	平成27年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> 収益認識基準の開発に向けた検討の着手 税効果会計の指針に関する見直し

(別紙 1 テーマ協議会による ASBJ への提言)

開催回	提言した日	ASBJ に対する提言の内容	ASBJ により公表された主な会計基準等
第 1 回	平成 13 年 11 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期的なテーマ案 (レベル 1 の項目) <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 13 年商法改正に伴う自己株式の取得、処分等に関する会計処理 2. 連結納税制度の導入に伴う会計上の取り扱い 3. 退職給付制度に関する会計上の取り扱い 4. 減損会計に関する実務指針 5. 固定資産会計 (減損会計除く) 6. ストック・オプションの会計処理 7. 企業結合会計に関する実務指針 8. リース取引の会計処理 (レベル 2 の項目) <ol style="list-style-type: none"> 1. 棚卸資産の会計処理 2. ワラント債及び転換社債の会計処理 3. 事業の種類別セグメントの区分方法 4. 金融商品会計関係 (他の法制度との調整等が必要なテーマ案) <ol style="list-style-type: none"> 1. ゴーイング・コンサーンの開示基準 2. 株主持分変動計算書 ● 中長期的なテーマ案 (レベル 1 の項目) <ol style="list-style-type: none"> 1. 業績の測定と報告、開示様式 (収益の認識及び測定を含む) 2. 基本概念の整理 3. 会計基準の棚卸 (レベル 2 の項目) <ol style="list-style-type: none"> 1. リース取引の会計処理 2. 金融商品会計関係 3. 引当金の会計処理 4. 無形固定資産の会計処理 5. 中間財務諸表と年度財務諸表の首尾一貫性 6. 「企業会計原則」の整備 	<p>(名称、日付は、当初制定時のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業会計基準第 1 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」(平成 14 年 2 月 21 日) ● 実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い (その 1)」(平成 14 年 10 月 9 日) ● 実務対応報告第 7 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い (その 2)」(平成 15 年 2 月 6 日) ● 企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(平成 14 年 1 月 31 日) ● 企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(平成 15 年 10 月 31 日) ● 企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(平成 17 年 12 月 27 日) ● 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成 17 年 12 月 27 日) ● 企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成 19 年 3 月 30 日)

		<p>7. 「原価計算基準」の整備 8. 非監査企業の会計基準適用の実態</p> <p>(他の法制度との調整等が必要なテーマ案)</p> <p>1. 過年度財務諸表の遡及修正 2. 四半期決算 3. 商法計算書類規則と財務諸表等規則との関係の整理 4. 業種別会計基準</p> <p>※レベル1は、比較的優先順位の高いグループに属する項目であり、レベル2は、それ以外のグループに属する項目である。</p>	
第5回	平成15年 4月17日	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産の減損会計に係る強制適用時期の延期 長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 「有価証券の時価評価・強制評価減及び固定資産の減損会計の適用に関する緊急検討の審議結果について」(平成15年6月13日)
第6回	平成15年 8月19日	<ul style="list-style-type: none"> 役員賞与の会計処理 	<ul style="list-style-type: none"> 実務対応報告第13号「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」(平成16年3月9日)
第9回	平成17年 3月29日	<ul style="list-style-type: none"> 情報サービス産業に関わる収益認識の認識及び測定 	<ul style="list-style-type: none"> 実務対応報告第17号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成18年3月30日)
第10回	平成17年 12月20日	<ul style="list-style-type: none"> 特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(平成19年3月29日)

(別紙2 基準諮問会議の委員)

(平成27年6月5日現在、敬称略)

(議長)

野崎 邦夫 住友化学(株) 代表取締役専務執行役員

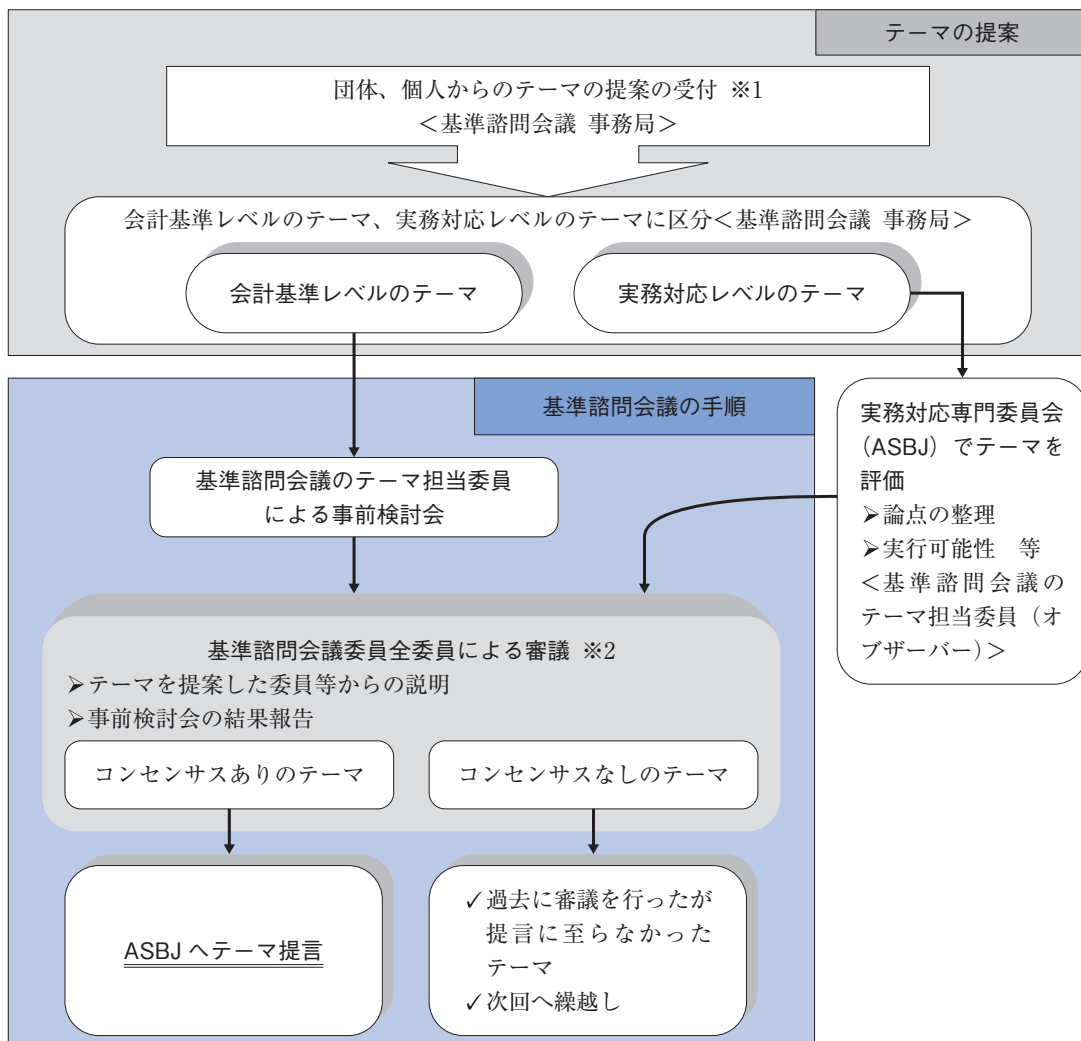
(副議長)

鈴木 昌治 有限責任監査法人トーマツ パートナー

(委員)

引頭 麻実	(株)大和総研 常務執行役員 調査本部 副本部長
内田 浩示	一般社団法人全国銀行協会 金融調査部長
小倉 加奈子	有限責任あずさ監査法人 パートナー
加藤 達也	あらた監査法人 パートナー
加藤 勇一郎	東レ(株) 総務・法務部門 渉外企画室 担当部長
岸上 恵子	新日本有限責任監査法人 シニアパートナー
北村 巧	野村ホールディングス(株) Deputy CFO
熊谷 五郎	みずほ証券(株) 企画グループ 経営調査部 上級研究員
逆瀬 重郎	(株)日立製作所 財務統括本部顧問
庄子 浩	第一生命保険(株) 執行役員 主計部長
鈴木 一水	神戸大学大学院経営学研究科 教授
服部 進睦	住友商事(株) 総合経理部長
花田 秀則	損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株) 理事経理部長
廣井 孝史	日本電信電話(株) 財務部門長
安井 良太	(株)東京証券取引所 上場部長
吉富 純高	パナソニック(株) 経理・財務部 会計・業績管理室長
米山 正樹	東京大学大学院経済学研究科 教授

(別紙3 ASBJに提言する新規テーマの選定プロセス)



※1 各基準諮問会議の1~2か月前に、基準諮問会議の委員及び実務対応専門委員会の専門委員に対して、新たなテーマの有無が確認される。

※2 緊急性のあるテーマについては、メールベースで検討が行われる場合もある。

(注) 上記の他、ASBJでは、緊急性の高い案件（例：税制改正対応等）等について、独自にテーマを選定することも可能となっている。

(別紙4 テーマ提案一覧)

	テーマ (会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆)	提案者 (開催回)	実務対応専門委員会の評価	基準諮問会議の審議結果 (開催回)	ASBJにおける審議状況
1	<p>新たな自社株式保有スキームにかかる会計処理 (☆)</p> <p>(提案理由) 近時、中間法人や信託等からの借入等を用いて、企業からの拠出金や金融機関等からの借入等を用いて、将来、従業員に付与する株式を一括取得し、当該株式を一定期間保有したあとに従業員に付与するといった新たな自社株式保有スキームが導入され始めている。現在、件数は少ないものの、既に同スキームを導入済の企業において会計処理にバラツキがあり、また、同様のスキームの導入を検討している企業も複数あるといった状況が窺察すると、海外の会計基準との整合性も考慮し、必要と思われる取扱いを定めることが適当であると考えられる。</p>	<p>金融庁 (第4回、平成20年7月31日)</p>	<p>実務対応専門委員会に評価を依頼する仕組みの導入前であるため、該当なし。</p>	<p>ASBJの新規テーマとする提言を行う。(第5回、平成20年11月4日)</p>	<p>「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」(平成21年2月6日公表)において、取扱いが記載されている。</p>
2	<p>電子記録債権にかかる会計処理 (☆)</p> <p>(提案理由) 平成19年6月に公布された「電子記録債権法」は、平成19年12月1日に施行予定であるが、同制度は、その取引の安全性を確保し事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、従来の指名債権や手形債権とは異なる新しい債権の類型として制度化され、導入されたものである。この新制度の導入に際して、その施行時期が迫っていることもあり、会計処理上の混乱を避けるために、その取扱いを定めることが必要であると考えられる。</p>	<p>作成者 (第5回、平成20年11月4日)</p>	<p>同上。</p>	<p>ASBJの新規テーマとする提言を行う。(第5回、平成20年11月4日)</p>	<p>実務対応報告第27号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」が平成21年4月9日に公表されている。</p>
3	<p>四半期財務諸表に関する会計基準の改正について (◎)</p> <p>(提案理由) 昨今、欧州をはじめとする諸外国と比較して開示書類の作成負担が過重なため、四半期報告書の大幅な簡素化を求める指摘が作成者等からあり、また、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においても、我が国企業・産業の成長を支える金融等の観点から、「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれ、2010年度</p>	<p>金融庁 (第10回、平成22年8月2日)</p>	<p>同上。</p>	<p>ASBJの新規テーマとする提言を行う。(第10回、平成22年8月2日)</p>	<p>改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」が平成23年3月25日に公表されている。</p>

テーマ (会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆)	提案者 (開催回)	実務対応専門委員会の評価	基準諮問会議の審議結果 (開催回)	ASBJにおける審議状況
<p>中に所要の改革を行うこととされている。これらを踏まえ、「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を見直すことが適当であると考えられる。</p>				
<p>4 後発事象に関する会計基準等の策定について (◎)</p> <p>(提案理由) 我が国では、これまで「後発事象」に関して会計基準がなく、監査の基準や実務指針等において、定義や取扱いなどが規定され実務が行われてきたが、国際会計基準や米国会計基準には、「後発事象」に関する会計基準 (IAS 第10号、Topic855) がある。また、「監査基準の改定に関する意見書」を検討する際に、日本公認会計士協会等の関係者から、「後発事象」に関する会計基準の策定について意見が出された。これらを踏まえ、後発事象の考え方を整理した上で、国際会計基準等と同様に、後発事象の定義、会計処理、開示等を規定する会計基準等を策定することが適切であると考えられる。</p>	<p>金融庁 (第10回、平成22年8月2日)</p>	<p>同上。</p>	<p>ASBJの新規テーマとする提言を行う。 (第10回、平成22年8月2日)</p>	<p>企業会計基準委員会において5回審議がなされたが、その後、検討は中断されている。</p>
<p>5 自己株式を利用した株式給付信託について (☆)</p> <p>(提案理由) 自己株式を利用した株式給付信託には、大きく「従業員持株会型」と「退職給付型」の2種類があるが、様々な商品が提案されており、現行実務上、会計処理にばらつきが生じている可能性がある。また、会社法との関係も整理する必要があると考えられる。そのため、どのような会計処理及び表示が適切であるかについて、考え方を整理していただきたい。</p>	<p>監査人 (第15回、平成24年7月11日)</p>	<p>ASBJの新規テーマとして基準諮問会議から提言することが相当である。</p>	<p>ASBJの新規テーマとする提言を行う。 (第16回、平成24年11月8日)</p>	<p>実務対応報告第30号「従業員等に信託を交際して自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」が平成25年12月25日に公表されている。</p>
<p>6 繰延税金資産の回収可能性 (JICPA 監査委員会報告第66号関連) (☆)</p> <p>(提案理由) 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」は2度にわたる税制改</p>	<p>作成者 (第16回、平成24年11月8日)</p>	<p><ASBJによる「繰延税金資産の回収可能性の会計処理に関する調査」の報告> 監査委員会報告第66号の会計処理に関</p>	<p>ASBJの新規テーマとする提言を行う。 (第19回、平成25年11月20日)</p>	<p>企業会計基準適用指針公開草案第54号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」が平成27年5月26日に公表され</p>

テーマ (会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆)	提案者 (開催回)	実務対応専門委員会の評価	基準諮問会議の審議結果 (開催回)	ASBJにおける審議状況
<p>正によって繰越欠損金の繰越期間が延長されたことに対応した見直しができない。最新の繰越期間を前提とした規定の見直しが必要である。具体的には、日本公認会計士協会からASBJに移管し、最新の繰越期間(9年)を前提とした内容に改定した実務対応報告を開発すべきである。</p>	<p>実務対応専門委員会 の審議結果 (開催回)</p>	<p>する部分については、基準諮問会議における議論及びASBJが行った本報告を踏まえ、ASBJに移管すべく審議を行うことが適切と考えられる。その際、税効果関係の実務指針である会計制度委員会の実務指針、監査・保証実務委員会の実務指針双方について審議を行うことが適切と考えられる。</p>	<p>基準諮問会議の審議結果 (開催回)</p>	<p>ASBJにおける審議状況</p>
<p>7 契約に含まれるリース取引 (☆)</p> <p>(提案理由) IFRS や米国会計基準では、契約がリース契約でなくとも実質的にリース要素が含まれている契約に関する指針がある。リース要素が含まれているか否か(実質リースに該当するか否か)の要件、要件を満たした場合の会計処理について、検討対象としてはどうか。</p>	<p>作成者 (第16回、平成24年11月8日)</p>	<p>将来的な検討課題になることがあることは認識しつつ、新規のテーマとして取り上げるには至らないと判断する。</p>	<p>過去に審議を行ったが提言に至らなかった (第17回、平成25年3月11日)</p>	<p>—</p>
<p>8 早期割増退職金の会計処理 (☆)</p> <p>(提案理由) 早期割増退職金については、「退職給付に関する会計基準の適用指針」第10項(旧「退職給付に関するQ&A」Q18)において、「従業員が早期退職金制度に応募し、かつ、当該金額が合理的に見積られる時点で費用処理する」と規定されているが、現状において、この判断をどの時点(例：期末日時点、会社法監査報告書日時点)で行うべきか不明確であるため、明確化する必要があると考えられる。</p>	<p>監査人 (第16回、平成24年11月8日)</p>	<p>＜ASBJによる「リス トラクチャリングに 関する会計処理の調 査・検討」の報告＞ 早期割増退職金の 会計処理の整理を行 った場合、引当金に 関する一般的な原 則に異なるものが 考えられる。新規 テーマとして取り 上げた場合、基 準開発が円滑に行 われ</p>	<p>過去に審議を行った が提言に至らなかった (第21回、平成26年 7月10日)</p>	<p>—</p>

	テーマ (会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆)	提案者 (開催回)	実務対応専門委員会の評価	基準諮問会議の審議結果 (開催回)	ASBJにおける審議状況
9	<p>種類株式の会計処理 (☆)</p> <p>(提案理由)</p> <p>① 会社が発行し外部株主が保有する優先株式の会計処理について、当該優先株式を親会社が追加取得した場 合の会計処理については会計基準上不明確である。</p> <p>② 子会社・関連会社が発行する種類株式の設計 (議決 権有無、配当優先権、残余財産分配権など) は多様化 されており、当該会社の連結上の取得時の処理、その 後の持分の取り込み、少数株主持分への振替の処理な どを整理すべきと考える。</p>	<p>監査人 (第16回、平成24年 11月8日)</p>	<p>将来的な検討課題に なることがあることは 認識しつつ、新規の テーマとして取り上げ るには至らないと判断 する。</p>	<p>過去に審議を行った が提言に至らなかった テーマとする。 (第17回、平成25年 3月11日)</p>	<p>—</p>
10	<p>現物分配の会計処理 (☆)</p> <p>(提案理由)</p> <p>会社法第454条第1項第1号により現物分配を実施で きることが明確になり、事例が散見されるようになって きているが、子会社から孫会社株式が親会社に現物分配 される場合における、親会社 (現物分配の受取側) の会 計処理については不明確である。</p>	<p>監査人 (第16回、平成24年 11月8日)</p>	<p>将来的な検討課題に なることがあることは 認識しつつ、新規の テーマとして取り上げ るには至らないと判断 する。</p>	<p>過去に審議を行った が提言に至らなかった テーマとする。 (第17回、平成25年 3月11日)</p>	<p>—</p>
11	<p>実務対応報告第18号の見直し (☆)</p> <p>(提案理由)</p> <p>実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在 外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」が公表され てから6年、適用されてから4年が経過するが、その間 に米国会計基準やIFRSがいくつかが改正されており、日 本基準との差異 (日本基準に共通する考え方と乖離する もの) が新たに生じている可能性がある。このため、い わゆる修正5項目以外に修正を要する項目がないかどう か、実務対応報告第18号の見直しが必要かどうかを 検討してはどうか。</p>	<p>監査人 (第16回、平成24年 11月8日)</p>	<p>新たに検討を加える べき日本基準とIFRS の差異が生じており、 ASBJの新規のテーマ とすることが適切であ ると判断する。</p>	<p>ASBJの新規テーマ とする提言を行う。 (第17回、平成25年 3月11日)</p>	<p>改正実務対応報告第 18号「連結財務諸表 作成における在外子会 社の会計処理に関する 当面の取扱い」が平成 27年3月26日に公表 されている。</p>

テーマ（会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆）	提案者（開催回）	実務対応専門委員会の評価	基準諮問会議の審議結果（開催回）	ASBJにおける審議状況
<p>12 連結納税制度と企業結合に関する税効果会計（☆）</p> <p>（提案理由） 連結納税制度を適用する場合、新規適用・加入・離脱の際に、各々の意思決定がなされ、実行される可能性が高いとされた時点等より、繰延税金資産の回収可能性の判断に際し、その適用・加入・離脱の影響を反映する」とされている一方で、企業会計では、取得企業の税効果会計の取扱いとして、企業結合による影響が企業結合年度より反映するとされている。連結納税制度を適用する場合の税効果と企業結合会計の税効果の整合性を図るべきである。</p>	<p>監査人 （第16回、平成24年11月8日）</p>	<p>基準間の取扱いの差異を整理するために、ASBJの新規のテーマとすることが適切であると判断する。</p>	<p>ASBJの新規テーマとする提言を行う。 （第17回、平成25年3月11日）</p>	<p>今後、審議を行う予定とされている。</p>
<p>13 無形資産の包括的な会計基準について（◎）</p> <p>（提案理由） 現在の日本の会計基準においては、包括的な無形資産の会計基準が存在していない。そのため例えば企業結合時の無形資産の識別可能資産の認識については、原則として「分離して譲渡可能」という制約があり、識別できない無形資産のすべてが計上可能かどうか不透明である。結果的には「のれん」が多額に発生する可能性がある。このため、無形資産の包括的な会計基準を作成し、企業結合時も含めた識別可能資産の範囲及び条件についての定義を明確化すべきである。</p>	<p>利用者 （第16回、平成24年11月8日）</p>	<p>会計基準レベルのテーマであるため該当なし。</p>	<p>ASBJで審議中のテーマであるため、ASBJへアドバイスとして取り扱う。 （第16回、平成24年11月8日）</p>	<p>—</p>
<p>14 無形資産（◎）</p> <p>（提案理由） 大型のM&A案件が増えてきており、当該案件の中には無形の資産価値に着目して買収を行っているケースもある。デューデリジェンスの際には、無形の資産価値から生ずるキヤッシュフローを織り込んで買収価格を決定するケースもあるもので、これに関する会計基準が必要と考える。個々の無形資産についての指針ではなく、認識・測定に係る包括的な無形資産の会計基準の開発を提</p>	<p>作成者 （第16回、平成24年11月8日）</p>	<p>同上。</p>	<p>同上。 （第16回、平成24年11月8日）</p>	<p>—</p>

テーマ (会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆)	提案者 (開催回)	実務対応専門委員会の評価	基準諮問会議の審議結果 (開催回)	ASBJにおける審議状況
<p>案する。</p>				
<p>15 比較情報 (◎)</p> <p>(提案理由) 現状においては、「財務諸表等規則」等において比較情報の取扱いが規定されているのみであり、日本公認会計士協会から日本公認会計士協会の会員の業務の参考をすることを目的として「比較情報の取扱いに関する研究報告 (中間報告)」が公表されているものの、会計基準として定めがない状況にあるため、国際的な会計基準と同様な会計基準の開発を検討すべきである。</p>	<p>監査人 (第16回、平成24年11月8日)</p>	<p>同上。</p>	<p>特段の個別の論点は生じていないため、過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマとする。 (第17回、平成25年3月11日)</p>	<p>—</p>
<p>16 金融商品の消滅の認識 (◎)</p> <p>(提案理由) 金融商品会計基準では、財務構成要素アプローチにより金融商品の消滅の認識を行っている (第57項) が、IFRS 及び米国会計基準とも現在ではそのようなアプローチを採用していない。特に債権流動化により優先劣後に分けて優先部分を譲渡し消滅認識するようになっているローチはグローバルな会計基準と大きな差異になっていないと考えられるため、金融商品の消滅認識方法を見直し、米国会計基準又は IFRS と同等の基準とすべきである。</p>	<p>監査人 (第16回、平成24年11月8日)</p>	<p>同上。</p>	<p>ASBJ において検討の対象に含めているテーマであるため、過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマとする。 (第17回、平成25年3月11日)</p>	<p>—</p>
<p>17 ポイント引当金 (☆)</p> <p>(提案理由) 我が国においては、小売、通信、航空、サービス等の業種において、企業の販売促進の手段の1つとしてポイント制度が採用されている。我が国では、ポイント制度の普及に伴い、利用実績等のデータが整備され、かつ重要性が高まってきたため、ポイント引当金を計上する会社が増加してきたが、企業会計原則注解【注18】に照らして会計処理が行われていることから、実務においてはばらつきが生じている。そのため、以下の点を明確にし</p>	<p>監査人 (第17回、平成25年3月11日)</p>	<p>将来的に検討課題となることは認識しつつ、ASBJ の新規テーマとして取り上げない旨を提案してはどうか。</p>	<p>過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマとする。 (第18回、平成25年7月16日)</p>	<p>—</p>

	テーマ（会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆）	提案者（開催回）	実務対応専門委員会の評価	基準諮問会議の審議結果（開催回）	ASBJにおける審議状況
	<p>ていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業が顧客に付与するポイントと将来の商品又はサービスとの交換については、顧客への商品又はサービスの販売促進に資する別個の取引として認識するという考え方と、そのポイントを付与する元となった当初売上取引の構成要素として取り扱うという考え方があ が、いずれの考え方が適切か。 ・将来、ポイントと交換される商品又はサービスに備えて引当金を認識する場合、引当金は、売価又は原価のいずれを基礎に測定すべきか。 				
18	<p>リストラクチャチャリニングに関連する引当金（☆）</p> <p>（提案理由） リストラクチャチャリニング（事業の再構築）等の手段として、①事業の整理（譲渡、統合、撤退等）や子会社等の整理（売却、清算等）、②事業所の統廃合、工場の閉鎖及び縮小、不採算店舗の閉鎖、③従業員の配置転換、子会社等への転籍、希望退職者の募集等が行われることがある。これらは、リストラクチャチャリニング等という目的に関連付けて、様々な名称で引当金が計上されているが、企業会計原則注解【注18】に照らして会計処理が行われていることから、実務においてばらつきが生じている。よって、リストラクチャチャリニング等の計画の決定・公表・実施のどの時点で引当金を認識すべきか等について、明らかにしてほしい。</p>	<p>監査人 （第17回、平成25年3月11日）</p>	<p><ASBJによる「リストラクチャチャリニングの調査・検討」の報告> リストラクチャチャリニングに関連する引当金は、IFRSとのコンパリエンスを念頭に実行することとなるが、現時点では、IASBが概念フレームワークの見直しに関する議論を進めているところであるため、コンパリエンスを念頭においた基準の発明は適切ではない可能性はある。したがって、新規テーマとして取り上げた場合、基準の発明が円滑に行われな</p>	<p>過去に審議を行ったテーマとす。第21回、平成26年7月10日</p>	<p>—</p>

テーマ (会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆)	提案者 (開催回)	実務対応専門委員会の評価	基準諮問会議の審議結果 (開催回)	ASBJにおける審議状況
<p>19 連結範囲の見直しについて (投資先の公正価値評価の引継ぎ) (◎)</p> <p>(提案理由) IFRS第10号においては、投資企業は、投資先を連結せずに公正価値で測定することが求められるが、非投資企業親会社 (例えば保険会社) が投資企業子会社の公正価値会計 (支配している投資先の公正価値評価) を引き継ぐことは認められていない。仮に、非投資企業親会社が投資企業子会社を通じて支配している投資先をすべて連結することを要求した場合、非投資企業親会社を投資企業子会社は、公正価値会計の財務諸表と、連結・公正価値会計が混在する財務諸表の2つを作成しなければならなくなるケースが多数発生し、作成者の事務負担は非常に大きくなる。</p>	<p>利用者 (第17回、平成25年3月11日)</p>	<p>会計基準レベルのテーマであるため該当なし。</p>	<p>ASBJで審議中の内容であり、ASBJの審議の参考として取り扱う。(第17回、平成25年3月11日)</p>	<p>—</p>
<p>20 連結財務諸表に関する会計基準 (子会社及び関連会社の範囲の決定) (◎)</p> <p>(提案理由) グローバル展開を進める企業において、例えばIFRS適用海外企業とのJVが子会社に該当するか否かに関して、日本基準における判定基準とIFRSにおける判定基準が異なることは望ましくなく、特段の支障がない限りは同一の判定基準であるべきと考えられる。日本基準とIFRSの差異の有無を検証の上、差異が存在するのであれば、その解消に向け現行日本基準を見直す対応をご検討いただきたい。</p>	<p>作成者 (第17回、平成25年3月11日)</p>	<p>同上。</p>	<p>同上。 (第17回、平成25年3月11日)</p>	<p>—</p>
<p>21 継続企業の前提が成立していない状況で適用する会計基準の開発について (◎)</p> <p>(提案理由) 監査基準第四六4では、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意</p>	<p>監査人 (第17回、平成25年3月11日)</p>	<p>同上。</p>	<p>審議継続中である。</p>	<p>—</p>

	テーマ (会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆)	提案者 (開催回)	実務対応専門委員会 の評価	基準諮問会議の 審議結果 (開催回)	ASBJにおける 審議状況
	<p>見を表明し、その理由を記載しなければならぬ。」とされている。日本では、継続企業の前提としない会計基準は存在しないため、継続企業の前提が成立していない場合に作成する財務諸表は、結果的に継続企業を前提としている会計基準によって作成する以外に方法がなく、監査意見は不適正意見の表明ならざるを得ない。</p> <p>現行制度上のこのことから、継続企業を前提としない会計基準を作成し、会計制度及び監査制度が適切に運用できる環境整備が必要と考える。このため、継続企業の前提が成立していない企業が作成する財務諸表に関して、考え方を明らかにし、会計基準を整備することが必要である。</p>				
22	<p>「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱いについて (☆)</p> <p>(提案理由) 現行の結分離適用指針第47項(1)なお書きでは、「なお、条件付取得対価は、企業結合日後に追加的に交付又は引渡されるものに限定されるものと解される。」とされているが、取得時に支払った対価の一部が返還される場合(マイナスの支払い又は交付)もこの条件付対価の会計処理の対象となるかどうかの解釈を明確化する必要がある。</p>	<p>監査人 (第18回、平成25年7月16日)</p>	<p>判断の結果により利益に重要な影響を与えるケースもあると考えられるため、優先度合は低いものの、ASBJの新規テーマとするのが適当と考えられる。</p>	<p>優先度は低いものの、ASBJの新規テーマとする提言を行う。(第19回、平成25年11月20日)</p>	<p>今後、審議を行う予定とされている。</p>
23	<p>後発事象 (◎)</p> <p>(提案理由) 「後発事象に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第76号)では、開示後発事象の例示「4.子会社等に関する事象」の「④株式取得による会社等の重要な買収」で目的、株式数、取得価額等の詳細な記載が求められている。一方、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号)第17項では、持分法適用会社の範囲に重要な変更がある場合は、その旨及び理由の記載が</p>	<p>利用者 (第18回、平成25年7月16日)</p>	<p>会計基準レベルのテーマであるため該当なし。</p>	<p>ASBJで審議中のテーマであるため、ASBJから審議状況の報告を受けることとした。(第18回、平成25年7月16日・第19回、平成25年11月20日)</p>	<p>—</p>

テーマ (会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆)	提案者 (開催回)	実務対応専門委員会の評価	基準諮問会議の審議結果 (開催回)	ASBJにおける審議状況
<p>求められている。その結果、持分法を適用する関連会社を取得した場合、その取得時期がその前の期の後発事象期間内の時は、後発事象として買収に関する詳細な情報に記載しなければならぬ。一方、後発事象期間後に取得した時は取得の旨及び理由の記載が求められており、取得した時期如何で結果的にその会社について公表される内容が異なるという不整合が生じている。</p>				
<p>24 完全親会社から完全子会社に無対価会社分割で事業を移転する場合の会計処理 (◎)</p> <p>(提案理由) 完全親会社が完全子会社に無対価会社分割で事業を移転する場合完全親会社の会計処理 (企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第 203-2 項(2) ①) について、完全親会社から完全子会社へ会社分割で事業を移転する場合と、対価として完全子会社株式が完全親会社に交付される際に無対価である場合を比較すると、経済実態に何ら影響がないため、完全親会社はその株主資本を変動させるのではなく、完全子会社株式を追加取得する会計処理に改めるべきである。</p>	<p>監査人 (第 18 回、平成 25 年 7 月 16 日)</p>	<p>現状の会計処理は、吸収分割における会社法上の取扱いと整合的に設定されているものであり、仮にテーマアップされた場合、結論を得ることは容易ではないものと考えられる。</p>	<p>過去に審議を行ったことが提言に至らなかったテーマとする。 (第 21 回、平成 26 年 7 月 10 日)</p>	<p>—</p>
<p>25 リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームに係る会計上の取扱いについて (☆)</p> <p>(提案理由) 現在、国の成長戦略 (日本再興戦略、平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) の一環として企業の設備投資、特にリースの高い先端設備等への投資を促すため、経済産業省において、リース手法を活用した先端設備等投資促進スキーム (以下、「本スキーム」という) を創設すべく検討を行っている。 本スキームの制度設計にあたっては、リース物件の借手 (以下「設備導入者」という) に対し、対象リース取引の会計上の取扱いについての予見可能性を高める措置を講じることが必要不可欠と認識しており、現行の</p>	<p>経済産業省 (第 19 回、平成 25 年 11 月 20 日)</p>	<p>右欄参照。</p>	<p>緊急性が高いこと、会計基準に関する大きな改訂ではないことを踏まえ、実務対応専門委員会の評価を経ずに、ASBJ の新規テーマとする提言を行う。 (第 19 回、平成 25 年 11 月 20 日)</p>	<p>実務対応報告第 31 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」を平成 26 年 6 月 30 日に公表している。</p>

	テーマ (会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆)	提案者 (開催回)	実務対応専門委員会の評価	基準諮問会議の審議結果 (開催回)	ASBJにおける審議状況
26	<p>リース会計基準の規定にあてはめた場合の設備導入者における本スキームの会計上の取扱い、考え方について広く一般に示していただきたい。</p> <p>商品デリバティブ取引に係るヘッジ会計関連規定について (☆)</p> <p>(提案理由) 近年のエネルギー・資源価格の高騰及び乱高下によって、我が国経済は大きな影響を受けている。このような状況下で、予測困難な価格変動を固定化するためのヘッジ取引の重要性が高まっている。しかし、企業がエネルギー・資源の価格に關してヘッジ取引を行うに際して、ヘッジ会計が適用されないケースが生じる点が取引の制約となつている。すなわち、企業としては現物取引の価格ヘッジを行う目的でデリバティブ取引を行ったにもかかわらず、会計上ヘッジ取引であったと認められず損益計上されるといふケースが多くなつてきている。 ヘッジ会計の実務運用について、商品デリバティブ取引の特性に配慮した対応を行うことを要望する。</p>	<p>経済産業省、農林水産省 (第19回、平成25年11月20日)</p>	<p>提案者からの提案のうち、回帰分析等は、検討に値する可能性があると考えられ、ASBJの新規テーマとすることが考えられる。ただし、専門性の高い検討が必要となる可能性があり、開発には困難さも予想されることを付言する。</p>	<p>ASBJの新規テーマとする提言を行う。(第20回、平成26年3月18日)</p>	<p>「回帰分析を有効性判定の事後テストとして認めるか否か」については、ASBJの親委員会における審議を3回、金融商品専門委員会における審議を3回行ったが、検討を行わないこととなった。「異なる商品間でのヘッジ取引」及び「ロールオーバー」を伴う取引に関するヘッジ会計の「適格性」については、日本公認会計士協会より会計制度委員報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」の改正が平成27年4月14日に行われた。</p>
27	<p>指定国際会計基準を任意適用している会社において、親会社が子会社を吸収合併する際に子会社から受け入れられる資産及び負債の適正な帳簿価額の考え方 (☆)</p> <p>(提案理由) 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第207項では、親会社が子会社を吸収合併する場合には、親会社の個</p>	<p>監査人 (第20回、平成26年3月18日)</p>	<p>解釈は明確と考えられるため、ASBJの新規テーマとして取り上げる必要性は乏しいと考えられる。</p>	<p>過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマとする。(第21回、平成26年7月10日)</p>	<p>—</p>

テーマ (会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆)	提案者 (開催回)	実務対応専門委員会の評価	基準諮問会議の審議結果 (開催回)	ASBJにおける審議状況
<p>別財務諸表上において子会社の適正な帳簿価額により資産及び負債を受け入れる際 (同第206項参照)、当該子会社の資産及び負債が親会社の連結財務諸表上において修正されているときには、親会社の個別財務諸表上も、連結財務諸表上の金額である修正後の帳簿価額 (のれんを含む。) により計上することとされる (企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(注9)が、親会社が指定国際会計基準を任意適用している場合、指定国際会計基準における連結上の帳簿価額を個別財務諸表上も「適正な帳簿価額」として引き継ぐことができるのか、又は日本基準での合理的な帳簿価額を算定する必要があるかどうか明確化すべきである。</p>	<p>監査人 (第20回平成26年3月18日)</p>	<p>現時点では我が国において取引が実行された事例はなく、仮に会計処理を検討する場合は、米国において行われている事例などを前提に検討せざるを得ないが、会社法など、関連法規制との関係で、米国で行われている事例を分析しても、我が国の例にあてはまるかどうか不明であるため、ASBJの新規テーマとすることは困難であると考えられ、当面、当該取引の進展の状況を見守るべきと考えられる。</p>	<p>本件に関するニーズが強いことを踏まえ、困難さを認識した上で、ASBJに対して新規テーマ提言を行う。(第22回、平成26年11月19日)</p>	<p>実務対応専門委員会で審議が行われている。</p>
<p>28 加速型自社株買い (ASR: Accelerated Share Repurchase) の会計処理 (☆) (提案理由) 米国会計基準では、定めのあるASR取引 (加速型自社株買い) について、日本基準では明確な会計上の定めはないため、実務対応報告において会計上の取扱いを明確化すべきと考えられる。 具体的には、自己株式の取得とその後決済を1つの取引ととらえて自己株式の取得原価の事後調整とするのか、自己株式の取得とその後決済を別個の取引 (2つの取引) ととらえて決済時の損益又は自己株処分差額として処理するのかが明確化していただきたい。</p>	<p>監査人 (第21回、平成26年)</p>	<p>損失見積額を当期の費用として計上すべきか否かは一律に指針と</p>	<p>過去に審議を行ったが提言に至らなかったため、再度の審議を行う。</p>	<p>—</p>
<p>29 総合型厚生年金基金の特例解散における会計処理 (☆) (提案理由)</p>				

	テーマ (会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆)	提案者 (開催回)	実務対応専門委員会の評価	基準諮問会議の審議結果 (開催回)	ASBJにおける審議状況
	<p>平成25年6月の厚生年金保険法の改正によって一定の総合型厚生年金基金に関する特例解散制度の見直しが行われたことに伴い、総合型厚生年金基金の「自主解散」の事例が出てきている。これらの基金に関しては、基本的にいわゆる「代行割れ」の状態にあり、最低責任準備金に対する積立不足額を各事業主が負担することとなるが、事業主が複数事業主制度の例外処理(拠出時費用処理)を採用している場合、この負担部分に関する引当計上のタイミングが論点となる。具体的には、基金(代議員会)における解散議決のタイミングであるのか、又はそれよりも前のタイミング(例えば、基金(代議員会)における解散方針の議決の時点など)で引当計上すべきか明確化が必要と考えられる。</p>	7月10日	すべきものではないため、現行の実務対応報告第2号をさらに明確にする必要性は乏しいと考えられ、ASBJの新規テーマとして取り上げる必要性は乏しいと考えられる。	(第22回、平成26年11月19日)	
30	<p>厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理(☆) (提案理由) 平成26年4月より、厚生年金基金は将来分返上認可を受けることにより、最低責任準備金の全部又は一部を国に前納することが可能とされている。「退職給付に関する会計基準の適用指針」第46項(1)では、将来分返上認可を受けたときの会計処理は明示されているものの、その後の前納に係る会計処理については明示されていない。前納額部分に対処する退職給付債務や年金資産の認識及び測定について、その経済的な効果(前納額は原則として厚生年金基金に返還日までの利息相当額の国への前納額に係る前納日から解散日までの利息相当額の国への前納は不要)をどのように会計処理に反映させるべきかを明確化する必要があるものと考えられる。</p>	監査人 (第21回、平成26年7月10日)	厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理について、本件の論点の対象となるのは、74基金と限定的であると想定され、この前納が平成26年4月から可能となった制度であることも踏まえると、現段階で明確化するニーズは低いと考えられる。このため、ASBJの新規テーマとして取り上げる必要性は乏しいと考えられる。	過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマとする。 (第22回、平成26年11月19日)	—
31	<p>権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理(☆) (提案理由) 従業員及び役員(以下「従業員等」という。)に対し</p>	監査人 (第21回、平成26年7月10日)	基準開発は容易ではない可能性があるものの、取扱いを明確にするべきというニーズは高いと考えられる点を踏	会社法との関係も整理する必要があるため、基準開発は容易ではない可能性があるが、取扱いを	今後、審議を行う予定とされている。

テーマ (会計基準レベル：◎、実務対応レベル：☆)	提案者 (開催回)	実務対応専門委員会の評価	基準諮問会議の審議結果 (開催回)	ASBJにおける審議状況
<p>て、勤務条件及び業績条件等の権利確定条件が付された新株予約権を、権利確定条件を反映させた公正価値を金銭で従業員等が払い込み、有償で発行する事例が最近見られる。当該新株予約権については、以下の会計上の論点があると考えられるが、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」においては、これらの論点が必ずしも明確でないと考えられる。</p> <p>① ストック・オプション会計基準の対象となるか否か ② ストック・オプション会計基準の対象となる場合の具体的な会計処理</p>		<p>まえると、当該取引について、ASBJにおいて検討することが適切であると考えられる</p>	<p>明確にすべきというニーズが高いと考えられる点を踏まえ、ASBJへ新規テーマとして提言を行う。(第22回、平成26年11月19日)</p>	
<p>32 金融商品会計における上場関係会社株式の減損の取扱いについて (◎)</p> <p>(提案理由) 上場株式の減損における回復可能性の検討に際しては、市場株価による判定が主体となっているが、個別財務諸表において検討対象が子会社・関連会社株式の場合は、基本的に株式売却を予定しておらず、親会社ないし主要株主として投資先の企業価値の向上に向けた検討を主導ないしサポートすることも多いことから、こうした場合の回復可能性の検討内容・方法について、連結財務諸表との整合性の観点も含めて、より明確にする必要があると考えられる。</p> <p>この点、継続保有を前提とする子会社・関連会社株式の場合は、金融資本市場の動向等により短期的に変動が大きくなることもある市場株価よりも、投資先の将来事業計画に基づく本源的価値の方が回復可能性の判断において質的に重要と考えられ、また、連結財務諸表ともより整合的でないかと思われる。については、実務指針の記載にこうした考え方を適切に追記し、市場株価の針が判断基準ではない点をより明確にした方が実務に資するものと考えられる。</p>	<p>作成者 (第21回、平成26年7月10日)</p>	<p>会計基準レベルの該当テーマであるため該当なし。</p>	<p>回復可能性の判定については、現在も「合理的な反証」が認められており、この「合理的な反証」を行う際には、市場における時価のみが判断要素ではなく、投資先の将来事業計画に基づく本源的価値等も判断要素の1つに含まれると考えられる。そのため、会計基準及び実務指針を改めて見直す必要はないと考えられ、過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマとする。(第23回、平成27年3月18日)</p>	<p>—</p>